

(表9) 学童保育所における開所時間、グループの大きさ、保育者割当率  
児童通所施設整備委員会構成資料(1997)と州の白書(1996)から作成

州	通常開所時間	グループの大きさ	保育所割当率
バーデン -ヴュルテンベルク	学校内保育所は 少なくとも 5 時間 法的規定なし	20 人	専門職 2 人
バイエルン	7 時～18 時	最大 25 人	教育専門職 1 人 + 教育補助 職 1 人 / 子ども 25 人
ベルリン	7 時間/9 時間 学校内保育所： 8～16 時、6～18 時	16 人 20 人	専門職 1 人 専門職 1 人
ブランデンブルク	5～6 時間	規定なし 少なくとも 4 人の場合 あり	専門職 0.8 人 / 子ども 15 人
ブレーメン	10 時～16 時 必要に応じて 早朝、午後延長	全日 最大 20 人。半日 や中断を含む全日に 別枠定員。	専門職 1 人 / 子ども 20 人
ハンブルク	6～18 時	20～22 人 (最大 25 人)	教育専門職 1 人 / グループ
ヘッセン	規定なし	20～25 人	専門職 1 人 / グループ
メクレンブルク -フォアポンメルン	6 時間	22 人	専門職 1 人 / グループ
ニーダーザクセン	7 時間 7 時 30 分～16 時	最大 20 人	社会教育士 1 人 + 専門職 1 人
ノルトライン -ウェストファーレン	7 時間	20 人	専門職 2 人 / グループ
ラインラント -プファルツ	必要に応じて柔軟に決める。 17 時まで。 最大 20 時まで。	15～20 人	専門職 1.5 人 / グループ
ザールラント	7 時～18 時	15～20 人	専門職 1 人 / 子ども 12 人
ザクセン	6 時 30 分～18 時の中で 5 時間 早朝学童保育の場合は 6 時間	規定なし	教育専門職 0.8 人 (早朝保育は 0.9 人) / 子ども 20 人
ザクセン-アンハルト	8 時間 学校内保育所：6～18 時	18 人 20～25 人	専門職 0.9 人 / 子ども 18 人
シュレスヴィヒ -ホルシュタイン	施設運営者が決定	15～20 人	専門職 1.5 人 / 子ども 15～20 人
ティューリンゲン	5.5 時間 学校内保育所：6～18 時	15～20 人 20～25 人	専門職 1 人 (5 時間の場合) 専門職 1 人

(出典) Deutsches Jugendinstitut e.v. 1998

Tageseinrichtungen für Kinder Pluralisierung von Angeboten S.185

(表 10) 保育施設で働いている人々の職業教育<sup>1), 2)</sup> (1994)

職業教育 資格/職場	保育所 (0~3歳)	幼稚園 (3歳~就 学の始期)	学童保育 所 (6~15歳)	保育施設 全体	そのうち 統合施設 と障害児 施設	養護施設 <sup>3)</sup>
保育助手	14.1%	15.9%	3.6%	5.9%	8.4%	1.9%
保育士	51.9%	53.9%	67.8%	63.6%	55.3%	32.8%
社会教育 士、養護教 育士	1.9%	1.8%	3.1%	1.7%	3.9%	13.0%
単科大学 終了の教 育学士、心 理学士 <sup>4)</sup>	1.0%	1.1%	5.9%	1.1%	2.3%	8.9%
医学、療法 学士 <sup>5)</sup>	6.1% <sup>6)</sup>	0.9%	0.6%	2.1%	3.1% <sup>6)</sup>	4.5% <sup>6)</sup>
その他の 職業 <sup>7)</sup>	11.2%	6.0%	7.5%	13.7%	9.8%	21.9%
現在教育 中	4.3%	8.3%	4.9%	3.1%	6.3%	5.7%
無資格	9.4%	12.1%	6.7%	8.6%	10.9%	11.3%
総数	5.673	204.979	19.959	364.868	58.115	70.483
そのうち フルタイム 女性 <sup>8)</sup>	67.8%	61.5%	44.5%	67.5%	63.2%	72.7%
99.0%	98.7%	94.4%				

1)連邦統計局の人員構成調査(1994年12月31日現在)による。  
 2)ここでは新旧連邦各州のデータをひとまとめにしている。  
 3)障害児ハイムを含む。  
 4)医者は医学士、療法士資格に含めるので、除く。  
 5)ここには以下のものも含めている:養護教師、養護保育士、養護保育助手、心理療法士、  
 医師、小児看護婦、病児保育士、病児保育助手、看護婦、看護保育士、理学療法士、言語  
 治療士など。  
 6)主力は小児看護婦  
 7)ここには教育学、社会学、社会教育学、医学、療法学以外の教育を受けた人々をすべてま  
 とめてある。主として施設運営の財政的、技術的側面を担う人々である。  
 8)この割合は主たる勤務が保育施設である人々をまとめたものである。

(出典) Oberhucmer / Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S.93

(表 11) 職業教育と職場

注：この表では保育施設での主力 3 職種について示した。

その他の職種については(表 10)参照。

職名	職業教育構造/修了資格	職場
保育助手 <i>Kinderpflegerin/</i>	資格の前提： 9年間の学校教育終了ないし同等の学力があると認められた者 教育： 通常 2 年間の職業専門学校 資格： 州認定の保育助手資格	保育施設 －保育所 －幼稚園 －学童保育所 (助手として) さらに社会教育的、社会福祉的職場
保育士 <i>Erzicherin/</i> <i>Erzicher</i>	資格の前提： －少なくとも 18 歳 －通常中等教育終了 (10 年間の就学後) ないし同等の学力があると認められた者 －職業実践の経験。たとえば 1 ~ 2 年間の実習経験。あるいは職業教育修了。あるいは何年かの職業活動ないし同等のもの。 －専門アヴィトゥアもしくはアヴィトゥアを取得した 12~13 年間の学校教育 －長年自立して少なくとも一人の子どものいる家庭の家事をした経験 －社会教育や社会福祉の分野での 2 年間の学校教育 (社会活動に関する職業専門学校、社会活動助手資格) 教育：通常 3 年間。2 年間の社会教育専門学校 (バイエルンは社会教育専門アカデミー) + 1 年間の現場実習 (すべての州というわけではない)。パートタイム (定時制) 教育可。コレーグ (補習高等専門学校) (ノルトライン・ウェストファーレン) では加えてアヴィトゥア資格のために 1 年間長い。 資格：州認定の保育士資格	幼稚園 保育所 早期育成施設 両親がイニシアティブをとる施設 学童保育所 青少年余暇センター 青少年連盟活動 児童青少年障害者施設 保養所・ユースホステル 病院の小児病棟 学校の寄宿舎 児童養護施設 育児援助施設 福祉の家 社会教育的児童青少年援助相談
社会教育士 <i>Sozialpädagogin/</i> <i>Sozialpädagoge</i>	資格の前提： －専門単科大学で学ぶ資格 (ギムナジウムか専門上級学校の 12 年間の課程のうち) －社会的、社会教育的施設での 2 ~ 3 ヶ月の実習 教育：4 ~ 4.5 年間。8 ゼメスター (+1 試験ゼメスター) と 2 ゼメスターの実習か、職場実習の入った 7 ~ 8 ゼメスター。教育は専門単科大学ないしゲザムトホッホシューレ。 資格：州認定の社会教育士資格ないしソーシャルワーカー資格 (連邦統一の職業資格はない)	初等領域 青少年援助 家族援助 養護教育 余暇指導 中毒救済 一般的な社会福祉 健康相談 障害者福祉 老人福祉

(出典) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S.94

(表12) 授業内容: 2年間の学校教育の教科と時間数(バイエルン州の場合)

必修科目	教育学 (160) 心理学 (160) 社会学 (80) ドイツ語 (160) 社会科 (80) 健康教育を含む生物学 (80) 養護教育学 (120) 文学とメディア教育学 (120) 法律学 (80) 宗派学や倫理学を含む神学/宗教教育学 (120)	
専門実習必修科目	実習と方法学習 (320) 美術 (160) 工作 (160) 音楽 (160) リトミック (40) 体育 (160) 社会教育学演習(大部分実習の形式) (400)	
選択必修科目 (合計 240 時間)	選択群1 演習 - 宗教教育学 - 実習と方法学習 - 養護教育学	選択群2 演習 - 文学とメディア教育学 - 美術、工作 - 体育 - 楽器を含む音楽 - 遊戯 - 劇遊び - リトミック
選択科目	専門単科大学卒業のための授業科目 - 英語 (160) - 生物学 (80) - 数学 (240) 以下合計で 240 - 楽器 - 家政学 - メディア教育学 - 話し方教育 - フランス語	

(出典) Oberhuemer/Ulich (1997) 『Kinderbetreuung in Europa』 Beltz S.97

(4) 民間保育施設の現状と問題点と今後の展望～カトリック保育施設連合会の調査から  
春見静子

1996年1月1日現在、ドイツ・カリタス連合体の管轄下にある保育施設の总数は10493施設で、その定員は708,088人となっている。これは社会福祉の民間6団体の中でも最も大きい数字である。これらの保育施設はカトリック保育施設協会に属しており、この協会は、施設間の連絡調整や職員の研修を行い、カトリック保育施設全体の啓蒙と向上のために指導的な役割を果たしている。

ドイツにおいても、少子化の波は押し寄せており、保育施設に対する社会の要請はますます大きく多様になり、新しい緊急な課題が差し迫っている。そのために保育施設の改革と変貌が求められることになるのであるが、民間の保育施設は公的な施設よりその歴史が長いので、とかくその伝統に頼りがちである。特にフレーベルやモンテッソーリ教育法などの質の高い保育内容が評価されて住民からの信頼もあつい。良い伝統は守られるべきであるが、現代の社会の中で保育所の果たすべき役割は確実に変わってきている。伝統は時として変革を阻むことにもなりうる。

そのためにカトリック保育協会は1994年から1996年までの2年間を保育施設の変革の道筋を探るための調査期間として、ドイツの全地域に亘って11のカトリック保育施設を対象施設に選び、施設設置者、職員、両親の協力のもとに、現在の問題点の分析を行い、それに基づいて変革のための計画を策定し、それを実行して、それについての評価を親と職員と設置者から求めるというようなプロジェクトを行った。以下その調査から明らかになったことと、そこに見られるドイツの保育施設の将来像を探ってみる。

## 1. 調査の前提

この研究プロジェクトはベルリン自由大学とカトリックベルリン社会福祉大学の専門家の協力を得て、ドイツ・カリタス連合体の支援の下に、カトリック保育施設協会が行った。対象施設の選択に当たっては、この計画の趣旨を各司教区を通して全国の保育所に送り対象施設を募集したところ22施設が応募し、その中から委員会が11施設を適当と認めて決定した。11施設のうち7施設は旧西ドイツの州にあり、4施設は旧東ドイツの州にあった。個々の具体的な改革はそれぞれの保育施設が全職員参加の下に現時点の活動に照らして検討し、すぐに実現できるものは実行し、また長期な計画で行うべきものについてもできるだけ具体的に考えることとした。委員会は保育施設を取り巻く社会の状況を次のように分析している。

- 1.多くの親は家庭と職業の両立を望んでいる。
  - 2.教育の責任を一人の親が引き受けなければならない子ども達が全体の約3分の1を占めている。
  - 3.子どもの数の減少により、兄弟や近隣の子どもとの交流の機会が少なくなった。
  - 4.子ども達の遊び場が少なくなっている。
  - 5.問題行動や言語障害のある児童や集中力の乏しい児童が増えている。
  - 6.現代のメディアが子どもに大きい影響を与えている。
  - 7.親は障害児との一緒の教育を望むようになっている。
  - 8.親は家庭では十分にできない宗教教育を保育所に期待する。
  - 9.税金からの収入（とくに教会税）の減少により、保育施設の財源が苦しくなっている。
- このような状況から保育施設の変革の基本方針として委員会は次のような5点を打ち出した。

- 1.あらゆる生活状況にある親と子どもを支援する施設になること。<保育形態の見直し>
  - 2.子どもに新しい生活経験の場を提供すること。<保育内容の見直し>
  - 3.保育所が地域の人々の真のパートナーとなること
  - 4.高齢者と年少者が共に学び合い、世代間の連帯を強めること
  - 5.地域のネットワークの一部となり、そのネットワークに貢献すること
- 以下に、これらの項目毎に、11 の施設の状況と改革のための取り組みをみていく。

## 2 保育形態の見直し

ここでの重点は保育時間の延長と、保育年齢を3歳以下と6歳以上に広げることと、通常でない児童と家庭の状況にも対応できるような家庭支援のあり方を考えることである。

### 保育所の取り組みの例

#### 保育施設 1 ニーダーザクセン州

(旧西ドイツ)

ウクライナ、ポーランド、トルコからの移民が多い地域。住民の75パーセントが社会扶助（生活保護）の受給者。アルコールや薬物や暴力や失業などの多くの社会問題を抱えている。この保育施設では毎日100－150の給食をホームレスやその他の必要な人に提供している。保育施設の定員は74名であり、3歳から12歳までの児童が通所している。通常の保育時間は月一金の7時30分－16時30分であった。

2年間のプロジェクト期間中に職員や親は調査のスタッフを交えて何度も話し合いの機会を持つことにより、親と職員の両者の関係が緊密なものになった。職員は家庭や児童のニーズにより敏感になり、親は積極的に保育所の活動に参加したり発言するようになった。母親達は保育施設を使って自発的な会合を持つようになった。親からの要望として出

されたのは、保育時間の延長であり、18時までの保育と、土曜保育の希望であった。

#### 保育施設 2 ブランデンブルグ州

(旧東ドイツ)

ブランデンブルグ市内の新興地区にある。児童は保育所の近所に住む主として労働者階層が大半を占める。45人定員で2歳－9歳までの児童が通っている。東西の統合以後ブランデンブルグでは自治体立の保育所、特に3歳未満児の保育所が次々に閉鎖された。しかし、3歳未満児の保育所と学童の保育所への親の要望は大きい。親の要望に応じるために、この施設ではプロジェクトの重点は保育形態の変更に置いた。

1994年夏に建物の全面改築を行い、3歳未満と6歳以上の児童を積極的に受け入れるようにした。親の要望は3歳未満から学童までの一貫した社会教育的な保育であった。そこで、それまで年少児が主として利用していた一階部分を増築して、3歳未満から学童までが縦割りグループで一緒に過ごせるような設計にした。しかし混合クラスの保育のあり方については議論を呼んだ。専門書を読んだり活発な意見の交換がなされた。旧東ドイツでは保育は原則として年齢別のグループで行われてきた。それに対し西ドイツでは3－6歳の混合クラスが多く実践してきた。しかし、ここでは1歳半から学童までの混合クラスということで西側の経験がそのまま通用するわけではなかった。異年齢のグループの特性が生かせる保育の内容を探ることが課題となった。

#### 保育施設 3 ザクセン州（旧東ドイツ）

人口3500人の小さい町で、ドイツの東の突端に位置し、ドイツとポーランドとチェコの国境が交わるところにある。統合以前の主たる産業は繊維であったが、統合により多くの失業者が生み出された。改革前はこの保育

所には 51 人の主として幼稚園年齢（3～6 歳）の児童が、1 グループ 12～15 人ずつの 3 グループに分かれて保育されていた。1992 年、それまで自治体が経営していた学童保育施設（6～9 歳）を引き継ぐことになった。両施設は別々の建物で別々に運営されていた。今回のプロジェクトでは幼稚園から学童保育施設に移行する児童がスムーズに移れるようになると、両施設が一緒に活動する機会を多くもてるようになることであった。1995 年の学期初めに、新 1 年生で学童保育所にきょうだいが在籍していない子どもたちのために幼稚園の中に学童グループをつくり学校生活になれるまでの間学校から幼稚園に下校できるようにした。すでに学童保育所にきょうだいがいる 1 年生は隣の学童保育所に移ることもできるようにした。このことをきっかけにして両施設の交流が深まり共同の余暇活動の計画が立てられた。週に一度両施設の全児童が集まって歌ったり、ゲームしたり、楽しい一時をもっている。

#### 保育施設 4 ザクセン＝アンハルト州 (旧東ドイツ)

人口 4500 人の小都市。特別な大きい産業がないために、労働者の多くはヘッセン州やザクセン州に働きに出かけている。行政改革の影響で職場が減少し住民の購買力も著しく減少している。幼稚園は統合前から 3 クラスの体制で存在していたが、1994 年、自治体から市立の保育施設を引き受けるように要請され、そのためにがらがらになった市の建物が提供された。その結果、1 歳から 6 歳までの 143 人の児童が 9 のクラスに分かれて保育されることになった。3 歳未満のクラスはかつての公立のもので当時 4 クラスに編成されていた。今回のプロジェクトではとくにこの 3 歳未満児の保育のあり方が検討されることになった。統合の前と後での保育のあり方を比較すると次の通りである

#### 保育所の必要性

以前 かつてはすべての女性がフルタイムで就労していたために、児童はみな 8～10 時間の保育が必要であった。

現在 3 年以上休職できない女性にとって、またできるだけ早く職場復帰を果たしたい女性にとっての保育所は必要である。

#### 慣らし保育と家庭との接触

以前 原則として 14 日間を使って段階的に慣らしていく。

現在 親がいつ、どのくらい長く子どもと一緒に幼稚園に来られるかを親に決めてもらう。保育者は助言するだけである。

以前 衛生の観点から親は保育室には入らなかつた

現在 子どもが早く馴れるためにも母子のグループをつくり積極的に参加させている。

以前 親と子どもと保母の接触の場所はクラスの入り口であった。

現在 子どもの送り迎えに親が多くの時間をさき、たとえば保育所で子どもと一緒に朝食をとったり、お茶を飲めるようにしている。

#### クラスの大きさと子どもの年齢

以前 一人の保母は 12～18 ヶ月の子どもを 6 人、18～36 ヶ月の子どもを 9 人担当した。

現在 16～38 ヶ月の子ども 15 人を 1 人の保母と 1 人の補助職員（一日 5 時間雇用）とでみている。

以前 クラスは 2, 3 ヶ月の幅で原則的に同年齢のグループとする。

現在 クラス分けは厳格にせず、子どもの希望を受け入れる。

#### 食事

以前 どの食事も一緒にとった。

現在 昼食のみ一緒にとり、朝食はそれぞれの子どもにあわせる。

以前 朝食も保育所の厨房でつくった。

現在 朝食は原則として家から持ってくる。

#### 遊び

以前 保母の指導のもとの一斉保育

現在 自由保育を多く取り入れる

#### 午睡

以前 午睡の時間が決められていた。

現在 子どもの要求に応じて午睡を取らせる。たとえ午前中でも眠い子どもがいれば 15 分 でも休めるようにそのためのコーナーを用意する。

以前 18 ヶ月未満の児童は一日 2 回の午睡の時間を設けていた。

現在 午後に熟睡させるようにする

### 3. 保育内容の見直し

保育施設は社会の要請にあった新しい保育内容を考えなければならない。保育施設は生活の場であるとともにさまざまな体験ができる場でもなければならない。

#### 取り組みの例

##### 保育施設 5 メックレンブルク＝フォアポンメルン州（旧東ドイツ）

就学前児童が 100 人で 4 クラス、学童が 1 クラスで、2 つの建物が同一敷地内にある。この町には他に保育施設がないので 町

と周辺の村からバスでかなりの時間をかけて通園している。この地域の住宅は狭く家の中ではあまり遊ぶことができない。戸外にも子どもの遊び場が少ない。家でテレビを見る時間が長い。児童の多くは 8 時間以上をこの施設で過ごしている。

このプロジェクトでは、施設は真に子どものためのものでなければならないという原則を確認して、施設の全職員と親が保育施設における子どもの権利についての討議を重ねて、25 に及ぶ子どもの権利を列挙した権利宣言を採択した。そしてこの権利を護るような理想的な保育のあり方を提案した。さらにそのような保育を行う上での長所と、考えられる問題点を次のように整理した。

長所	問題点
子どもの自立への欲求の尊重 小さなコーナーをつくり、子どもが一人で居られる場所をつくる 他のクラスの子どもと自由に遊べるようにする 朝の集まりは他のクラスに入っても良い	秩序が保てないことがある 親が迎えに来るときに見つけにくい
子どもはどの子どもとも、どの保育者とも接觸できる 子どもはクラス担任以外の保育者や給食や用務の職員と接觸してその仕事を手伝う	保育者の目が届かないことがある クラスに保育者が一人しか居ないときは混乱が起こる 子どもは落ち着かずに家の中を走り回っていることもある
保育所全体に「自分たちの・・・」という意識を育てる  责任感を育てる	保育者は全員に対して責任がある 職員の理解を得るには時間が必要  子どもがいろいろな所に散らばっているので全体のためのプログラムを実行することが困難である
すべての児童に対してすべての職員が責任を持つ	教材や教室が不適切な取り扱いにより壊されることが多い

#### 保育施設 6 バイエルン州 (旧西ドイツ)

第二次世界戦争後、ライン＝マインの東の地区で人口がもっともが密集している地域の近くに位置し、軍飛行場に隣接している。

近所には目立った建物はない。保育所に通う児童の多くはかつての軍の施設の従業員であり、大部分が低所得者で高層団地と低賃アパートに住んでいる。保育所の児童の 20 パーセントが外国籍で 12 パーセントが生活保護受給世帯である。保育所は 50 メートルほど離れた 2 つの建物からなり、それぞれに 3 クラスと 2 クラスずつが置かれている。

プロジェクトチームは初め、保育施設を地域に解放し、地域センターの役割がもてるよう外に向けて解放することを目標に掲げた。しかし、最初の検討会議では、外への開

放はまず内部での解放がなければ成功しないのではないかという意見が主流を占め、今回は保育所の内部をオープンにすること、すなわち保育内容の検討に重点を置くことに目標を定めた。具体的には年齢の異なる児童のクラスを作り、そのための教育計画の検討が行われた。

#### 保育施設 7 ノルトライン－ウエストファーレン州 (旧西ドイツ)

保育所は新興住宅地にある。50 年代の古い住宅ともう少し新しい一戸建て住宅ともっと新しい賃貸しの高層住宅が混じり合っている。住民の構成は、およそ 3 分の 1 がトルコ国籍、3 分の 1 が移住者、3 分の 1 が土地の人となっている。鉱山の操業中止により失業

率が 14 パーセントに上昇した。保育施設は 1993 年 9 月に開所し、6 ヶ月から 14 歳までの児童 85 名が通園している。

プロジェクトチームと施設経営者の共通の目標は、児童の体験空間と生活空間が均衡がとれたものになるように保育内容を発展させることであった。まず子ども達はどんな理由で施設が楽しくないかを調べた。

- ドイツ語が話せない。理解できない。
- 家庭で保護されてきたために、保育所の騒音やいろいろな活動についていけない。 — 大きい集団の中で面食らっている。
- 現代は大人が多くのストレスを抱えているので、子どもたちは自分たちが受け入れられていると感じることができない。護られているという感情がもてない。
- 保育者も子ども達に過度の要求をして、家庭からの分離を克服して早く保育所に慣れるように圧力をかけている。
- 特に年長児は、施設に新しいものや珍しいものがないので不満に感じている。

プロジェクトが行われる以前のこの保育施設では保育者が多くのことを決定していて子ども達の参加があまりみられなかった。そのために子どもと共に保育所を運営していくという観点から保育のあり方を見直すことになった。

- 子ども達が自分から進んで体験できるような機会を提供する。
- 日常的に子どもの興味や要求や希望を優先させる。
- 指導計画の実行より、子ども中心の保育を目指す。
- 保育者は子どもの希望を知り、かれらの欲することを理解するように努める。

#### 4. 出会いと交流の場としての保育施設

保育所が地域に開かれた場所として家族から支持されること、教会付属の保育所という意識から自分たちの保育所という意識に変わることを目指す。

##### 取り組みの例

###### 保育施設 8 コープレンツ市 ラインラントーファアルツ州 (旧西ドイツ)

1974 年、病院の看護婦の子ども (3 ~ 6 歳) のための企業保育所として出発した。

1975 ~ 77 年に学童を、1979 年からは 3 歳未満児を受け入れるようになった。現在はコープレンツ市のすべての地域の子どもたちを受け入れている。子ども達の多くは経済的に恵まれていない家庭の子どもたちである。保育時間は朝 5 時 45 分から 20 時 30 分までである。子どもは全体で 90 ~ 96 人で、縦割り年齢の 6 クラスに分かれている。各クラスは 3 歳未満児が約 5 人、3 ~ 6 歳児が約 6 人、学童が約 5 人の割合で構成されている。子どもの最年少は 9 ヶ月、最年長は 12 歳である。

プロジェクトでは、施設の状況を分析した結果、施設が孤立していることが確認されたので、この保育所を内部に対しても外部に対してもより開放的なものとして、この場所を人々の出会いと交流の拠点とすることを目標に掲げた。さしあたり、親との関係を見直すことから始めた。

- 親の生活状況と労働状況をもっと知る。
- 保育所の活動をもっとよく親に分かってもらう。
- 保育者同士のコミュニケーションと協力を改善する。
- 保育者と子どものコミュニケーションを改善する。
- 保育者と親のコミュニケーションを改善する。
- 保育者と外部の者とのコミュニケーションを改善する。

- ー子どもと大人のコミュニケーションを改善する。
- ー親と他の大人との間、親と子どもとの間のコミュニケーションを改善する。
- ー業務計画はこれらの目標が達成できるような計画であること。

#### 保育施設 9 ラインラントーフアルツ州（旧西ドイツ）

ランダウ市の郊外にある人口約 1200 人の小さい村である。新興地域のために比較的収入の高い若い家族が流入してきている。そこで新しい居住者と古くからの居住者の間のコミュニケーションが問題にされるようになった。保育所はここ一ヵ所しかないのであらゆる階層の家庭の子どもがここに通ってきている。離婚率は高く、園児の 15 パーセントは一人親の家庭の子どもである。幼稚園年齢（3～6 歳）の児童のクラスが 2 クラスと学童のクラスが 1 クラスあり、幼児と学童のクラスは 2 つの建物に分かれている。プロジェクトが始まる前から幼児グループの建物は地域センターの役割を果たしてきた。特にこの地域に移ってきた若い家族の交流の場となっていた。また州のモデル事業としての、世代間の交流センターとしての活動も行っていた。今回のプロジェクトは、あらためて保育所を地域の出会いと交流の場所としてさらに発展させ、世代を超えて一緒に暮らす視点をより浸透させることを目標に掲げた。

これまでではどちらかといえば施設を利用している親と家族のための活動に限定されていたが、この機会にそれ以外の人も含めてすべての住民に対象を広げることが提案された。例えば男性のための料理教室や女性のための自動車のタイヤのパンク修理の講習会やヨーラスグループなどが催されて好評であった。とくに男性の料理教室では離婚して子育てをしている父親、定年退職後の男性、妻と死別した男性、若い独身男性などさまざまな立場

の人が交流することにより、地域で暮らす者同士の連帯感が芽生え、やがてこの地域の政治や文化の問題についてもお互いの意見を交換するように発展した。また樹木の伐採についての講習会は、意図的に昼間、まだ子どもたちが施設に居る時間帯に、園庭を会場にして造園技術者を講師に招いて行われた。こうすることにより子どもと地域住民とが自然に触れあう機会ができた。

#### 5. 地域におけるネットワークのパートナーとしての保育所

少子高齢化の時代に、保育所は世代間が交わり学びあう場でなければならない。また地域のさまざまな施設やグループとのネットワークにも貢献することが求められている。

##### 取り組みの例

#### 保育施設 10 ノルトラインーウエストファーレン州（旧西ドイツ）

人口 35000 人の小都市の施設。教会の敷地内にあり教会に隣接している。同じ敷地内に簡単な塀で仕切られた高齢者のセンターがある。町には大企業が少なく、小企業が多い。どちらかというと中流の家庭で、両親がそろっていて、母親がパートタイムで就労していることが多い。保育所は 4 クラスで構成され、外国籍の児童は少ない。プロジェクトでは最初に保育内容を見直すことがテーマとして選択されたが、親の関心は学力重視の教育にあり、その傾向があまりに強かったので、テーマを変えて世代間の交流と地域のネットワークのよきパートナーとなることを目標にするように変更した。

#### 保育施設 11 カッセル市、ヘッセン州（旧西ドイツ）

カッセル市の東に位置し、社会的な問題を抱えている住民の多い地域である。失業者が多く、多くの親は近くのフォルクスワーゲン

自動車工場で働いている。その場合には両親共働きが多い。一人親の家庭も近年急増している。保育所は外国人や移民が居住するバロックに取り囲まれて建っている。この保育所は22年前から存在している。75人の3～6歳児が3クラスに別れて保育されている。園児の半分は外国籍の児童である。プロジェクトの重点は、保育所が地域の住民の世代間の交流の場となることと、地域のさまざまな領域とのネットワークを促進させることに置かれたことになった。

地域の施設とネットワークを組んで活動していくためには、ネットワークがお互いにとって有益でありしかもあまり大きい負担となることが大切である。この地域は教会を中心としていろいろな団体が活動をしている。保育所の他に高齢者団体、青少年団体、女性団体、家庭集会、聖歌隊、その他のグループがある。保育所と高齢者の団体との交流では保育所に高齢者が招待されて同じ活動と一緒に体験するということが計画された。予想されたより多くの高齢者が参加した。さらに平日でも保育所を自由に訪問しても良いということを提案したために、多くの高齢者が訪れて、保育者の負担が大きくなり、やり方をお年寄りを個別的に招待して活動に参加してもらうように変更しなければならなかつた。青少年グループとの交流では、週末のミニキャンプを合同で行い好評であった。女性団体との交流では、女性が保育所の保育に参加するようなプログラムをつくったが、参加した人の中には趣旨が十分に理解できていない人もいて、保育者が楽をするために外部からの手助けを求めているのではないかというような声が出て、あらためて話し合いの機会をもつこともあった。教会の牧師も毎週保育所を訪ねて子どもと交わるようになつた。その他にも近くの保育士養成の専門学校の学生たちが教師と共に訪れて、保育所の敷地内に自然の遊び場をつくってくれた。2

年間という短い期間であったがさまざまな試みがなされ、すべてがうまくいったわけではないが地域に開かれた保育所の第一歩を踏み出すことができたというのがこの計画に参加した人々の共通した評価であった。

参考文献: Theresia Wunderlich, Frank Jansen (Hersg.), Katholische Kindergarten auf Entwicklungskurs, Verband Katholischer Tageseinrichtungen fuer Kinder( KTK) -Bundesverband e.V. Freiburg,1997.

#### 4.連合王国(イギリス)

山本真実

イギリスは EU 加盟国であり、地域を中心とした福祉サービスが整備されている国としてとらえられている。しかし、子どもに対する支援サービスについては、イギリス独特の政策的スタンスを持っている。そのため、保護を必要とする子どもへの支援サービスは多様な発展を遂げた。しかし、中でも子育て支援・保育サービスについては、女性の就労率において他欧州諸国と何ら遜色のない高さを示しながら、全くと言っても過言ではないほど、社会的支援サービスとして整備されて来なかつたという背景を持つ。そのため、EU 委員会が加盟国の保育サービスの整備状況を調査した報告においても、育児休業制度の整備も加盟国の中でもっとも遅かったという事実を裏付けるようにイギリスにおける保育サービスの整備状態は下位に位置している。

イギリスでは子どもを産み育てるということは、完全に「個人の自由」の範疇に入る事項であり、政策が介入すべき対象ではないという考え方が主流であり、現在もその影響を色濃く残している。1997年、イギリスは久々の労働党政権となり、労働者への家庭支援の視点が以前よりも強く打ち出された。また、政権交代に伴う省庁再編も行われ、就学前児童のケアについても、教育・雇用省(The Secretary of State for Education and Employment)の所管となり、長年「福祉サービス」の一環として扱われてきた保育も、幼児教育の一種類として教育所管に位置づけられることとなつた。

このような政策的变化はみられているが、実態としてサービス整備の状況は未だ途上にあるといえるだろう。基本的にイギリスは個人主義の

国であり、また自由市場の国である。その大前提の中で保育サービスも扱われてきた。従って、子どもを育てることは家庭が担う「自助努力」の対象であり、家庭がありながらそこに「子育て支援」を名目とした公費を投入し、社会サービスを整備するという対象にはならなかつた。

しかし、EU 加盟以来、育児休業の法定化等、就労と育児を両立するための社会的支援サービスに対する関心は高まりつつある。イギリスだけが保育サービスを整備しないままでいるという状況は許されない時代となつた。

このような流れからイギリスも保育サービスも全体供給量の把握をするために実態調査を行うなど、サービスの充実に取り組みを見せてている。サービス供給量は、需要に追いついてはおらず、整備状況は不足しているが、今後も民間セクターへ補助金を投入する形での整備を続けていくものと思われている。公費による保育サービスの整備がなされてこなかつた分、民間や住民を中心とした非公的部門による供給がみられる。その代表的なものは「child minder」と言われる家庭的保育サービスである。

ここでは、イギリスにおける保育サービスの基本法である1989児童法をベースに、子どもの保育(ディケア)に関わる政策理念、実施についての規則について概観するとともに、保育サービスの種別ごとにその詳細をまとめることとする。

## 1. 保育サービス施策の考え方

### (1)家族政策のスタンス

イギリスでの政策的視点として、「経済的に公平な社会にすること」を全般的な基本理念としておいており、この前提に照らし合わせる形で

個別の矛盾を修正していくという考え方がある。そして、この理念の前提には増税による経済的公平の達成はしないということがあり、加税によって保育サービスを整備するという考え方は存在しない。サービスの整備が必要な場合は自由経済の原則に沿っての民間サービス主導での整備が基本となる。

このような政策理念を実践していくことが可能だったのは、先に述べたように「子どもを持つ、育てることは個人の選択」、「個人による自助解決」という合意が社会にあったからである。しかし、昨今の状況はこのような合意を継続していくことが不可能な状況を呈するに至っている。イギリスも同じように少子化は潜行し、離婚は増加し、結婚年齢も上長している。また、EU 加盟という「外圧」はイギリスの長年培った「福祉サービス」としての扱いを見直さざるを得ない状況を生みだした。EU 加盟によって、「イギリスだけは別」との考え方を是正しなければならない状況に置かれたのである。昨今の子どもと家庭をめぐる状況は、政策的に家庭機能強化の支援サービスを行う必要性を強く訴えざるを得ないレベルにきていく。離婚の増加はひとり親家庭の増加となり、経済的に不安定な状況で子育てを行う家庭が増大した。児童虐待等早期介入が必要な社会問題も顕在化するなど、家族に関する事(family matters)は、大きな課題となってきた。

イギリスのサービスはサッチャー政権以後、プライバタイゼーションを積極的に押し進めてきたこともあり、公的部門によるサービスの拡大に対しては後ろ向きであった。また、前述したように伝統的に子育て支援や保育は「個人的なこと」への介入と考えられてきたことも、政策としての積極的な打ち出しが見られなかつた一因であったと言える。しかし、労働党政権になって以降、以前よりも子育て支援関連のサービスに目が向けられている。

現在は”Supporting families”として以前よりも家族への社会的関与を強めているが、どちらかというと子ども自身のウエルビーイングを切り口としたアプローチではなく、結婚(夫婦関係の維持)を基盤とした支援であるように筆者には受け取れる。つまり、就労と家庭生活のバランスを保つために必要なことは何か、という視点でのサポートである限り、個人生活への介入と採られにくいからであろう。しかし、その一方で 1989 児童法にある「子どもの権利」を実践するという視点をもって、サービスの質的向上を図ろうという考え方ともみられる。

子どもを持つ家庭とそうでない家庭の経済的不公平を是正しようという意図で、98 年以降、イギリス政府は「共働き家庭税控除 (working family tax credit)」を提案し、その上積み分として「保育サービス税控除 (childcare tax credit)」を99年10月から施行しようとするなど、子育て家庭への経済的支援を強化させている。これを機会に良質で利用しやすいサービスを整備を目的にしたグリーンペーパー「Meeting the Childcare Challenge sets out three steps to the National Childcare Strategy」をだし、国を全体での保育サービス基盤の整備を図ろうとしている。ここでは、保育サービス整備に関する三つのステップを提示している。それらは、「保育サービスの質の向上」、「経済的に利用しやすい保育サービスの実現」、「アクセスしやすい保育サービスの拡大」の三つである。これは、現在のイギリスの保育サービスの現状がこれらの裏返し、つまり「質が悪く、保育サービスの数が不足しており、利用できるとしても質が悪いか、または非常に高額かで子育てしやすい環境がない」ということを示しているとも解釈できるだろう。

### (3)監督所管の移行と実施体制

従来、保育サービスは福祉サービスの一つとして、社会サービス局 (Social Services Department)を主管部局として実施されてきた。しかし、1998年労働党政権になると同時に、教育雇用省 (The Secretary of State for Education and Employment)に整理統合された。これは、学校教育と職業教育の一貫性を重視した教育施策を行うという理念のもとに行われた改革であり、就学前児童のケアを担当する保育所の運営についても同様に監督所管が移管された。これにより、幼児期からの教育、学齢児童の教育、大学等の高等教育、職業教育という一連の「教育の流れ」の中で就学前児童のケアをとらえるという視点が実行された。そして学校教育と同じ所管となったことで、4歳児からの義務教育的な幼児ケアの提供も活発になった。

しかし、所轄省が移管したものの、サービス種類・内容や保育所の設置基準などに関する根拠法令は、従来のとおり 1989 児童法 (Children Act) 第 3 部であり、これに基づいてサービスが実施されている。そして、その下に規則 (The Children Act 1989 Guidance and Regulation: "Family Support, Day Care and Educational Provision for Young Children") をおき、教育所管との連携の必要性、またその内容について指導している。

### (3)1989 児童法によるデイケアサービスの規定

法令のガイドラインとして、1989 児童法の第 3 部 (子どもと家庭に対する地方当局の支援について) と、第 10 部 (乳幼児のデイケア: minding) について地方自治体の責務が提示されている。特に地方自治体の社会福祉当局と

教育当局との連携・協力については、その目的や政策作成、日常のサービス運営、スタッフ同士の協力体制に関する事項に至る記述がなされ、相互部局の協力体制の構築こそが、サービスを利用するすべての子どもたちに望ましいことであり、協力によるメリットを最大限に生かす必要があることを強調されている。社会福祉部局と教育部局によるデイケアサービスへの関わりは、中央での監督所管が教育雇用省に移行したことにより、強化され必須の事項となった。特にサービスの質を確保するための監督を協力して行うこと、そしてその監督には「サービスについての見直しに関する義務」という意味を含んでおり、その中には「サービス評価」の過程を提示し子どもたちへのサービスが持つ目標や目的を明確に認識することが前提となっている。

児童法で定義している「デイケア」には、障害を持つ子どもや家庭養育が困難であると判断され、社会的養育が必要と判断された子どもたちへのケアも含んでおり、その場合のサービス提供概念や運営にあたっての留意事項も書かれている。その意味で、イギリスにおける「保育」は障害児や施設入所措置が必要であると判断された子ども、家庭養育をしながら外部サービスを利用する子どもも同じ次元でとらえられており、狭義の福祉サービスの一部ととらえられているといえるだろう。

ガイドラインの第 4 章から第 9 章には、子どもに対するサービスの状況、複数のサービスを利用する場合の基準、登録、検査、再調査を行う場合について記載されているが、この内容は施設によるケアサービスと同様にデイケアサービスにも適用されている。特に「福祉的配慮」が必要と

される子どもへのケアサービス提供には、これに加えてさらなる留意事項が付加されている。しかし、後に詳述するディナーサリーやプレイグループといったいわゆる「保育サービス」の運営ガイドンスにも「children in needs」という表現が使用されている。ここで「need」をどうとらえるのか、そのあたりの感覚については注意が必要とされるだろう。基本的に 1989 児童法のスタンスとして、すべての子どもが「need」に最も見合うサービスを利用できる環境を整えておくべきであり、そのために地域近隣でのサービス提供は主体も内容も多様でなければならないという考え方がある。イギリスにおける保育サービスの種類を列挙すると、大変多様であることに気がつくが、それはこのような考え方方が背景にあるからであると考えられる。

## 2. 保育サービスの概要

ここでは、先に挙げた The Children Act 1989 Guidance and Regulation: "Family Support, Day Care and Educational Provision for Young Children"と、イギリス政府の資金と民間企業の援助を財源として設立された保育サービス団体 Child Care Trust 作成の情報冊子「Check out Childcare」をもとに、サービスの種類、概要、対象・内容、職員・配置基準について詳細をまとめる。

なお、職員の配置についてのサービスごとの現状はそれぞれの項で触れているが、スタッフ配置の考える時の留意点についてガイドンスでは下記の項目を挙げている。

- ・ サービス開始時間(opening)の状況
- ・ 子どもと直接関わるスタッフのニーズ
- ・ 1 対 1 の個別対応が必要な乳幼児のニーズ

- ・ スタッフの資格、トレーニング、経験
- ・ 施設全体の規模
- ・ 障害児の有無、特定児童の発達段階

### (1) チャイルドマインダー (childminders)

チャイルドマインダーとは、諸外国ではファミリーデイケアと呼ばれる家庭的保育サービスのことである。ベビーシッターやナニー等のように公的関与が全くなきものではなく、地方公共団体当局に登録することが義務づけられており、当局の定期的な監察を受けるものである。

通常の基準として 5 歳以下の子ども 3 人につき保育者 1 人、5 歳以上 7 歳以下の場合は子ども 6 人につき保育者 1 人。18 か月以下の乳児の場合は一度には 1 人のみとしている。料金は交渉により個別決定されるがおおよそ、60 ~ 120 ポンドの幅で報酬を得るのが望ましいとされている。

チャイルドマインダーは地方当局に登録されているため、質の面では一定の水準を担保されていると考えることができる。また、少人数での家庭的雰囲気での保育は保育者と子どもとの間に信頼関係が築かれやすいため、安定的な成長・発達を見込むことができる。また、保護者の就労形態や生活状況により柔軟にサービスを適応させることができるために、利用しやすい。また、対象年齢に制限がないため、乳児期から就学児童(8 歳以下)まで一人の保育者で長期的に対応することができ、利用家庭にとっても、また保育者にとっても精神的負担が少ないという点も長所であると言えよう。しかし、地方当局による環境的チェックはあるものの、保育者の恒常的・継続的なトレーニングの義務はなく、質の善し悪しは保育者次第といった部分が残る。そのあたりをガイドンスでも指摘しており、地方自治体はチャイルドマインダーを積極的に支援することが指導されている。たとえばトレーニングの機会の確保、専門施設との連携・アクセス、ソーシャル

ワーカーによる定期的訪問、カウンセリングなどを実施するなどである。また、3～4歳児をチャイルドマインダーで対応する場合、集団保育によって得られる発達環境を確保するために、集団での活動の重要性を認識させ、地域のプレイグループやナーサリークラス等の集団保育資源への参加を定期的に行うなど、相互協力の体制を構築することが望ましいとしている。

1997年の統計によれば、イングランド全体で98,500人のチャイルドマインダーがいるとされており、そのサービス提供可能人数は370,000人であった。

#### (2)ナニー(Nannies)・オーペア(Au-pair)

ナニーは子どもの保護者と直接契約によって彼らの自宅で子どもの面倒を見る者のことである。通常、専門学校(further education college)で保育教育を受けており、子育て経験がある場合が多い。しかし、専門的知識の有無も、また人物的な評価についても、いかなる機関でも保証しているサービスではないため、雇用するときは十分な注意が必要であると情報誌には警告されている。

利点としてはやはりチャイルドマインダーと同様に、保護者の生活に合わせて柔軟に利用できるということと、個別的保育による子どもとの緊密な関係を構築することができること等が挙げられよう。

オーペアとは、若い女子学生が学校に行きながら子守りをするというものである。短期語学留学生(1年未満)の女子がなる場合が多い。通常、1週間に30時間以内の労働で、食事と宿泊の面倒みるかわりに子どもの面倒みるというのが基本的な形式であるようである。このサービスを利用する場合、就学児童が望ましく、乳幼児等専門的な子育て知識が必要となる場合は不適であると考えられている。

この二つは Child Care Trust の情報冊子には掲載されているが、法的な規定外のサービスである。

#### (3)デイナーサリー

これは集団的な施設保育を行うサービスの総称としても使われる。デイナーサリーの種類は、職場保育所(企業内保育施設)、コミュニティナーサリー、カウンシルナーサリー(両方とも福祉的に必要がある家庭の子どもが利用する意味合いが強い)、プライベート・ナーサリー(民間企業による保育所)等がある。デイナーサリーは、特に福祉的に養護を必要とする子どもたちが他の仲間との集団活動に参加することによって得られる活動や学習体験の意義が強調されている。

6ヶ月の乳児から利用できる施設もあるが、多くの場合は2歳から5歳の子どもを対象にしている。2歳未満を対象としたサービスの提供については、各地方自治体の裁量に任せているが、多くの場合においては2歳未満の乳児のケアはチャイルドマインダー等による個別的服务の方が望ましいと判断されている。

デイナーサリーは地方自治体当局に登録しなければならず、年に1度の査察を受ける。ここでの保育は、やはり資格的にも経験的にも豊かな専門的なスタッフが担っているおり、加えて地方自治体当局による査察があるため、施設環境的にも保育内容的にもレベルの一定水準以上のサービスを利用できるという点にあろう。そのほか、通年でサービス利用の契約をするため、多忙な保護者にとっては必要なサービスであり、食事もサービスの一環として用意されることも同様である。

一方、デイナーサリーのデメリットとして、利用時間が家庭的保育サービスに比べ、硬直的であるため利用者が自分の生活に合わせて自由

に利用できるというわけにはいかないこと、コストが高いこと、地域的に十分に配置されていないことなどが挙げられる。

職員の配置基準が 1989 児童法によって定められている。2 歳以下は保育者 1 人に子ども 3 人、2 歳以上 3 歳以下の場合は保育者 1 人に

#### (4) プレイグループ(プレスクール)

保護者による共同保育組織をベースに拡大してきたサービス。3~5 歳児を対象に遊びと幼児教育を目的としたセッション形式のサービスを提供するものである。ここでも、集団による活動を必要とする幼児期にその場を確保することが第一の目的であり、有給のスタッフを雇用している、保護者たちの管理が原則となっているサービスのことである。通常、1 週間に 2~5 セッションを行い、1 セッションは 30 分から 2 時間といったところである。このサービスは全英的に拡大しており、都市部も農村部でも存在する。

保護者が職員と共同でサービス運営に関わっており、保護者同士で子どもへの関わり方をみることができるために、親としての技術向上の面においてもその役割を果たしている。それらの関わりを通して子どもの発達についての理解を深めている。プレスクールは地方公共団体当局に届け出をしなければならない。平均的なセッションあたりの利用料は 2 ポンド 50 ペンス(500 円程度)程度である。

地方自治体当局に届け出を義務づけられており、定期的な査察がある。前出 1997 年の統計によれば、プレスクール(プレイグループ)のサービス提供数は 15,800 箇所でその定員は 380,000 人で、チャイルドマインダーと並んで大きなサービスの一つとなっている。

#### (5) ナーサリークラス・ナーサリースクール

ナーサリークラス、またはナーサリースクールは

子ども 4 人、3 歳以上 5 歳以下の場合は保育者 1 人に子ども 8 人、5 歳以上 8 歳以下は保育者 1 人に子ども 8 人である。少なくともスタッフの半数は有資格者でなければならず、学生及びボランティアは先の配置基準の保育者としてカウントしてはならないと定められている。

学校教育系統の就学前児童サービスである。これらは学校の学期期間中に開設される。利用の形態は、午前 9 時から午後 3 時半くらいまでの間に、午前中か午後のセッションに参加する形のパートタイムの利用でも、終日(午前・午後とも)の利用でもどちらでも構わないとするところが多い。これらは地方自治体当局に登録され、学校として査察される。つまり、保育サービスとしての要件に基づいてのチェックではなく、学校教育を行う施設として見なされているというわけである。

利用の利点としては、地方州立である場合は無料であり、子どもたちも学校での仲間たちと過ごす貴重な機会を得られるという点である。しかし、料金を支払う場合は比較的高額になることがあり一応、最低の職員配置基準は 1989 児童法により下記のとおり定められているものの、学校教育施設として扱われることもあり、職員の配置は低く、子どもたちに十分に目が届かないおそれがあると言われているようである。

以上の他にガイダンスではいくつかのデイケアサービスについて挙げている。

#### ○ 放課後保育クラブ・休日保育スキーム(holiday schemes)

これらは学齢期の児童の保護者が就労などにより面倒をみることができない場合に提供されるサービスである。「鍵っ子」となり、十分な監護に欠ける子ども達の面倒をみることは、非行防止や事件の発生に対して大きな防止機能があ

る、とガイダンスには説明されている。地方自治体は、ネグレクトや虐待を予防し、ケア処分の必要を削減することが義務となっており、これを履行するための一つの手段として新しいクラブを設立したり、既存のクラブを地域のものとして支援したりするという方法を探っている。この予防的役割の他にも、クラブや休日計画への参加によって、子ども自身に余暇への興味を拓げる機会が与えられる。これらへのサービスを利用し、クラブへの参加が適切だと決定された場合、地方自治体当局は子ども達の意見をくみとり、可能な限り子どもの好むクラブや計画に参加できるよう配慮しなければならないことが指導されている。独立経営されているサービスの場合は、地方自治体当局は、定期的訪問、トレーニングへのアクセス、専門的設備、カウンセリングなどを行い、スタッフに対する適切・継続的支援がなされているかを確認しなければないと指導されている。

#### ○互助サービス(befriending service)

互助サービスは、育児ストレス状態にあり、幼い子どもとうまく関われない親を助けることを目的として育児経験者によるボランティアを募り、訓練するサービスである。また、そのような家庭を訪問して家族と定期的に面接することも行う。このタイプのサービスは、地方自治体計画を援助、助言する団体である Home-Start Consultancy によって発展されたものであると言われている。

互助サービスに参加するボランティアはほとんどが、巡回保健婦やソーシャルワーカーからの推薦によるもので、自発的に参加している人は少ないようである。他の団体が行っている類似サービスでは、孤立の感情を学び、親の困難に対する洞察力や技術を向上させるために、親がグループ活動に参加する機会を設ける活動を行うなどがある。

また、学校に付属している教育的な家庭訪問サービスももこの種のサービスとして含まれる。障害のある子どもを養育している親を援助する

ため、多くの地域に送迎(portage)スキームがあることもイギリスの地域によるディケアサービスの一つである。

これらの互助サービスは、友達であっても家族の生活を仲裁する力や雰囲気がなく、相当な育児ストレスを受けている親に対して行われるもので、同じような困難を克服してきたボランティアと話をし、相談するというので、地方自治体当局や保健婦など幼い子どもや子ども達とうまくやつていけない親を初期段階で発見し、互助サービスに紹介するという形が問題の深刻化を避ける意味で効果的であるとして地方自治体の積極的な関与を奨励している。

#### ○おもちゃ図書館

社会サービス部局や健康局、学校、任意団体によって運営されている。多くの場合は、障害のある子ども達や学習障害児を援助するために特別に考案されたおもちゃを提供するところである。これは子ども達が特定の技術を身につけることを目的としたものであり、親が子どもの年齢や発達段階に適したおもちゃについて学習することもできる。スタッフはおもちゃのタイプについて親にアドバイスすることができる。ほとんどのおもちゃ図書館は、週に 1~2 度開き、若干の料金でおもちゃを貸し出している。また、プレイセッション(play sessions) のサービスを実施しているところもある。そのほか、移動おもちゃ図書館もいくつかあり、おもちゃ図書館員が家庭訪問してくれる地域もある。

#### ○ドロップイン・センター(drop-in centres)

これは近年みられるようになったサービスで、親子が気軽に立ち寄ることができるセンターである。一時的宿泊施設に住んでいる家族や特定の人種グループ、孤立した親等、特定のタイプの家族を対象としたセンターもあれば、地域住民を対象とした幅広い利用を目的としたものもある。これらは、法定団体や自助グループ、任意団体によって運営されている。プレイグループセッションと連携したり、ファミリーセンター(子

ども、その親、または保護責任があり子どもの面倒をみている者が、職業的、社会的、文化的、娛樂的活動やアドバイス、ガイダンス、カウンセリングに行く場所)などの他施設の一部になって機能しているものもある。

### 3.サービス実施にかかる基準

ガイダンスでは、「5歳未満児に対するデイケアおよび教育的サービスの基準」としてサービス提供に関わる基準について詳細を指導をしている。基準は、デイサーサリーなどの集団保育施設における一時的(セシヨナル)保育と終日(フルタイム)の場合、保護者による共同保育資源の場合、私的な保育所の場合に対応している。

#### (1)デイケアでの教育

デイケアに参加している3~4歳児に対して、「学校に行っている子ども達に与えられる経験と共通する経験を質的に確保し、提供することである」との記載からわかるとおり、就学前の子どものケアは、義務教育へつながる経験と社会的な自信や適性を得るのにきわめて重要であると認識されている。そして、早期教育の訓練を受けた教師のパートタイムサービスが、デイ保育においては有効であると書かれている。地方当局内の社会サービス局は、このポイントがデイケア政策の展開で考慮されているか確認しなければならず、教育部局からアドバイスや援助を得るべきであると指導されている。1980年教育条例第26節では、地方自治体の教育部局に、早期教育の訓練を受けた教師をデイ保育での勤務に配置する権限を与えており、就学前児童への教育的関わりの質的確保を担保する試みがすでになされている。

#### (2)フルタイムのデイケア

この用語には、法的権威や任意団体、私的会社、コミュニティーグループによって運営されているデイケア(保育)と同様に、ショッピングセンターやトレーニング協会、レジャー施設で行わ

れている「延長デイプレイグループ」や「託児所(crèches)」も含まれており、これらの運営にあたっては以下の基準を遵守しなければならない。

#### ① 職員配置基準

20人以上の子ども達を対象にするサービスを行う場合、担当のマネージャーや職員は、その時間のほとんどを管理(administration)やスタッフ管理に取られてしまうため、比率定員から除いてカウントするべきであると指導されている。また、すべてのスタッフが有資格者でない、または十分な訓練を受けていない場合や、常時注意を払わなければならない乳児(12ヶ月未満)がいる場合、より高い比率が求められる。

担当職員や代理人(deputies)は、子どもケア、早期教育、ソーシャルワーク、健康訪問、子どもの子守のいずれかの関連資格を所持しているべきであり、乳児の保育経験も有しているべきであると考えられている。少なくともスタッフの半分は、保育、早期教育、ソーシャルワークの有資格者であり、その他のスタッフも関連トレーニングコースを受けなければならない。

スタッフ:子どもの基準比率

0~2歳=1:3

2~3歳=1:4

3~5歳=1:8

#### ② 建物とスペースの基準(施設設置基準)

いかなるタイプの建物が使用されようと、その環境は温かく、歓迎の雰囲気に包まれ、明るく、アットホームでなくてはならない。

子ども1人当たりのオープンスペースの理想基準

子どもの年齢	平方フィート	平方メートル
0~2歳	40	3.7
2~3歳	30	2.8
3~5歳	25	2.3

<規定事項>

・特別な場合を除き、1部屋(サイズにかかわらず)に26人以上の子ども達を収容して